

【23区の一部事務組合等の概要】

| | |
|--|-------------|
| 1.一部事務組合(地方自治法第284条2項)及び協議会(同法第252条の2) | ・ ・ 1 |
| (1) 特別区競馬組合 | ・ ・ ・ ・ ・ 2 |
| (2) 特別区人事・厚生事務組合 | ・ ・ ・ ・ ・ 3 |
| (3) 東京二十三区清掃一部事務組合 | ・ ・ ・ ・ ・ 5 |
| (4) 東京二十三区清掃協議会 | ・ ・ ・ ・ ・ 6 |
| (5) 臨海部広域斎場組合 | ・ ・ ・ ・ ・ 7 |
| | |
| 2.東京都後期高齢者医療広域連合 | |

1.一部事務組合(地方自治法第284条2項)及び協議会(同法第252条の2)

| | 団体名 | 構成員 | 設立年 | 設立の経緯 |
|-----|----------------|---------------------|-------|---|
| (1) | 特別区競馬組合 | 23区 | 昭和25年 | <p>・昭和25年都営八王子競馬が品川区勝島に移転することを契機に、特別区は財政自主権の確立の一環として、都営競馬への特別区競馬開催権を要請。同年10月都知事許可を得て特別区競馬組合を設立した。(運営は都に委託、開催は都、特別区、八王子市、三鷹市。昭和43年3月開催権消失)</p> <p>・昭和48年1月都営競馬が廃止され、特別区競馬組合が単独開催を開始した。</p> |
| (2) | 特別区人事・厚生事務組合 | 23区 | 昭和26年 | <p>・昭和26年都からの配属職員に加え、区の固有職員がいるため、特別区人事委員会を設置し、その事務を共同処理するために「特別区人事事務組合」を設立した。</p> <p>・昭和49年配属職員制度の廃止による職員の身分切替のための共通基準を定め、特別区人事・厚生事務組合(昭和42年名称変更)で共同処理した。</p> |
| (3) | 東京二十三区清掃一部事務組合 | 23区 | 平成12年 | <p>・清掃事業の円滑な移管のために、可燃ごみ等の中間処理及びし尿の処理を共同処理する(可燃ごみの中間処理については安定的処理体制を確保するまでの間)ために設立した。</p> |
| (4) | 東京二十三区清掃協議会 | 23区及び東京二十三区清掃一部事務組合 | 平成12年 | <p>・清掃事業の円滑な移管に当たり、各特別区が個別に行うものの連絡調整や特別区全体で行うものについて、事務を共同して管理執行する必要があるために設立した。例えば、雇上業者の選定にあたっては、これまでの歴史的沿革を十分尊重し、現行方式を継承するため、廃棄物の収集及び運搬に係る請負契約の締結に関する事務などを行う。</p> |
| (5) | 臨海部広域斎場組合 | 5区(港、品川、目黒、大田、世田谷区) | 平成11年 | <p>・平成6年5区(品川、目黒、大田、世田谷、渋谷区)の区長が連盟で都知事に都営葬祭場の建設を要望したが、都から建設の意思はないことが示されたため、平成8年5区(同上)の企画主管部長会で共同調査の実施協議を開始した。</p> <p>・平成9年5区(港、品川、目黒、大田、世田谷区)で、臨海部広域斎場研究会を発足、平成10年臨海部広域斎場事業化協議会を経て、平成11年臨海部広域斎場組合を設立。平成16年1月15日供用を開始した。</p> |

(1) 特別区競馬組合（昭和 25 年 10 月 6 日東京都知事許可）

- 1 構成団体 23 区

- 2 共同処理事務
競馬の開催（競馬法に基づく指定市町村の事務）
競馬の円滑な実施に必要な事務及び競馬の振興に関する事務
（競馬の目的）
 - ・馬事畜産振興（地方競馬全国協会への納付金制度等）
 - ・財政への寄与（主催自治体への分配金、公営企業金融公庫への納付金、国家的行事への拠出）
 - ・健全娯楽の提供

- 3 議決機関
議会 議員 23 名（特別区の議会の議長をもって充てる）

- 4 執行機関等
管理者 1 名（区長）
副管理者 3 名（区長 2 名、知識経験者 1 名）
監査委員 3 名（区長 1 名、議員 1 名、知識経験者 1 名）
公平委員会（特別区人事・厚生事務組合との共同設置）
（収入役は平成 15 年度から公営企業会計移行に伴い廃止）

- 5 組 織
2 部 6 課（室）、2 担当課長、議会事務局、監査委員事務局
職員数 98 名

- 6 予算の概要
平成 18 年度予算 116,431,598 千円
年間 22 回 109 日開催（夜間開催 16 回 82 日）

(2)特別区人事・厚生事務組合（昭和26年8月10日東京都知事許可）

1 構成団体 23区

2 共同処理事務

- (1) 特別区の人事に関する事務のうち、次に掲げるもの
 - イ 人事委員会に関すること
 - ロ 共同で実施する研修に関する事務
- (2) 職員の互助制度の助成に関する事務
- (3) (1)(2)のほか、特別区の人事及び福利厚生に関する事務のうち、次のもの
 - イ 人事交流の連絡調整に関する事務
 - ロ 職員の任用、給与等の勤務条件の基準に関する事務
 - ハ 職員定数算定基準に関する事務
 - ニ 職員相談及び職員の精神保健に関する事務
- (4) 区立幼稚園の園長、教員の人事に関する事務のうち、次のもの
 - イ 採用選考に関する事務
 - ロ 昇任選考に関する事務
 - ハ 共同で実施する研修に関する事務
- (5) 地方公務員等共済組合法施行前に受給権が発生した職員の恩給の給付に関する事務
- (6) 非常勤職員の公務災害補償に関する事務のうち、次のもの
 - イ 議会の議員等非常勤職員の公務災害補償に関する事務
 - ロ 幼稚園医等の公務災害補償に関する事務
- (7) 職員の公務災害に伴う見舞金の支給に関する事務
- (8) 生活保護法に定める更生施設、宿所提供施設及び社会福祉法に定める宿泊所の設置、管理に関する事務
- (9) 東京都と共同で実施する路上生活者対策事業に関する事務のうち、次のもの
 - イ 路上生活者巡回相談事業に関する事務
 - ロ 路上生活者緊急一時保護事業のうち、宿泊援護、生活指導、健康診断に関する事務
 - ハ 路上生活自立支援事業のうち、宿泊援護、生活相談に関する事務
 - ニ 路上生活者グループホーム事業のうち、生活援助に関する事務
- (10) 行政事件訴訟、民事事件訴訟及び調停、起訴前の和解に関する事務
- (11) 係争事件、係争のおそれのある事件の法律的意見に関する事務

3 議決機関

議会 議員23名（特別区の長をもって充てる）

4 執行機関等

特別区人事・厚生事務組合

管理者 1 名(議員)

副管理者 2 名(常勤、非常勤各 1 名とし、議員、知識経験者各 1 名)

収入役 1 名(議員 1 名)

監査委員 2 名(議員 1 名、知識経験者 1 名)

特別区人事委員会 委員 3 名

特別区一部事務組合公平委員会 委員 3 名(競馬組合と共同設置)

特別区人事・厚生事務組合教育委員会 委員 5 名

(特別区の教育長から選任)

5 組 織

4 部・職員研修所・特別区互助組合、

9 課・室・荘、担当課長、講師

議会書記、収入役室、監査委員事務局、特別区一部事務組合公平委員会

事務局、人事委員会事務局、教育委員会事務局

職員数 270 名(区長会事務局の事務に従事する職員等を含む。)

6 予算の概要 平成 18 年度 一般会計予算 13,589,612 千円

(3)東京二十三区清掃一部事務組合（平成 12 年 2 月 21 日東京都知事許可）

- 1 構成団体 23 区

- 2 共同処理事務
 - ・可燃ごみの焼却施設（清掃工場）の整備、管理運営（焼却施設と一体の溶融固化施設、ごみ運搬用のパイプライン施設を含む。）
 - ・焼却施設以外のごみ処理施設の整備、管理運営（不燃ごみ、破碎ごみ処理施設）
 - ・し尿を公共下水道に投入するための施設整備、管理運営
特別区、清掃一組、清掃協議会との役割分担 別紙のとおり

- 3 議決機関
議会 議員 23 名（区議会の議長をもって充てる）

- 4 執行機関等
管理者 1 名（区長）
副管理者 2 名（区長 1 名、知識経験者 1 名）
収入役 1 名（知識経験者）
監査委員 3 名（区長 1 名、議員 1 名、知識経験者 1 名）
評議会 21 名（管理者及び副管理者を除外した区長）
 評議会は、清掃一組議会に提案する議案、清掃一組運営に係る重要事項を審議する。
公平委員会（事務は特別区人事委員会に委託）

- 5 組 織
3 部 12 課・室、21 清掃工場（プラント更新中の葛飾工場、建替中の世田谷工場を含む。）中防処理施設管理事務所、収入役室、監査委員事務局、議会事務局
職員数 1,335 名（平成 18 年 4 月 1 日現在）

- 6 予算の概要
平成 18 年度予算 80,958,000 千円
平成 16 年度ごみ処分量 3,442,389 トン
 （焼却 2,931,338 トン、埋立 478,571 トン、その他 32,480 トン）

(4)東京二十三区清掃協議会（平成12年4月1日設立）

- 1 構成団体 23区、東京二十三区清掃一部事務組合

- 2 共同処理事務
 - ア 一般管理事務
 - ・各種会議体の事務局に関する事務
（東京二十三区清掃協議会会議、幹事会、部長会、課長会）
 - イ 管理執行事務
 - ・廃棄物運搬請負契約の締結に関する事務
（作業用自動車等供給計画委員会、雇上契約検討会の開催）
 - ウ 連絡調整事務
 - ・雇上車両の配車及び調整に関する事務
 - ・車両架装基準等の調整に関する事務（車両検討委員会の開催）

- 3 性格
地方自治法第252条の2による協議会
 - ・「管理執行事務」について、協議会は、各区の事務として各区の関係条例等の定めるところにより執行する。
 - ・「連絡調整事務」については、協議会における連絡調整に基づき、各区が実施することにより効果が生ずる。

- 4 組織等
会長（関係団体の長をもつて充てる。）
委員22名（会長以外の関係団体の長をもつて充てる。）
 - ・協議会の会議（会長及び委員22名で構成）
事務の管理、執行に関する基本的事項を決定する。
会議の下部機関として次の会議が設けられている。
 - ・幹事会（各区助役、清掃一組副管理者で構成）
 - ・部長会（各区清掃所管部長、清掃一組総務部長、施設管理部長で構成）
 - ・専門部会（3）
 - ・課長会（各区清掃所管課長、清掃一組総務課長、施設管理部管理課長で構成）

- 5 事務局組織
事務局長、次長、2課 職員数14名（平成18年4月1日現在）
（東京二十三区清掃一部事務組合職員を充てる）

- 6 予算の概要 平成18年度予算 7,131千円

(5)臨海部広域斎場組合（平成 11 年 10 月 20 日東京都知事許可）

- 1 構成団体
5 区（港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区）
- 2 共同処理事務
・火葬場、葬儀式場の設置及び管理運営
- 3 議決機関
議会 議員 5 名（組織区の議長をもって充てる）
- 4 執行機関等
管理者 1 名（区長）
副管理者 2 名（区長 2 名）
収入役 1 名（区長）
監査委員 2 名（組合議会議員 1 名、知識経験者 1 名）
公平委員会（事務は特別区人事委員会に委託）
- 5 組織
事務局長、職員数 4 名（18 年 4 月 1 日現在）
- 6 予算の概要
平成 18 年度予算 766,000 千円
平成 16 年 1 月 15 日供用開始 火葬炉 8 基、葬儀式場 4 室

東京都後期高齢者医療広域連合について

今年6月に成立した医療制度改革法案では、平成20年度に後期高齢者を対象として独立した新たな医療制度を創設し、その事務を処理するため都道府県単位で全ての区市町村が参加する広域連合を設けることとなっている(高齢者の医療の確保に関する法律第48条)。また、附則で広域連合の設立期限を、平成18年度の末日までと規定している。

広域連合は、平成6年の地方自治法改正により創設された制度で、特別地方公共団体であるが、一部事務組合のような事務の共同処理にとどまらず、広域的な行政需要に柔軟に対応できるのが特色である。

今回の後期高齢者医療広域連合の設置は、後期高齢者医療制度の運営という共同処理のひとつの手法として、法的に設置を義務づけた初めてのケースである。

1. 広域連合とは

概要については、別添資料1「地方自治法における広域連合制度」参照

2. 後期高齢者医療広域連合

(1) 後期高齢者医療の運営主体をめぐる論議

< 現行の老人保険制度 >

- ・国の法定受託事務として、区市町村で実施

< 新たな後期高齢者医療制度 >

厚生労働省「医療制度構造改革試案」(平成17年10月)

- ・運営主体は区市町村

全国市長会「国民健康保険制度の抜本改革に関する決議」(11月)

- ・国等を保険者とし、市町村が保険者になることは断固反対である

政府・与党医療制度改革協議会「医療制度改革大綱」(12月)

- ・都道府県単位で全市町村が加入する広域連合が行う

(2) 後期高齢者医療広域連合

医療制度の概要については、別添資料2「新たな高齢者医療制度」参照

「高齢者の医療の確保に関する法律」

(広域連合の設立)

第48条 市町村は、後期高齢者医療の事務(保険料の徴収の事務及び被保険者の便益の増進に寄与するものとして政令で定める事務を除く。)を処理するため、都道府県の区域ごとに当該区域のすべての市町村が加入する広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合」という。)を設けるものとする。

附則

第三十六条 この法律の公布の日に現に存する市町村(この法律の公布の日後この項の規定により広域連合を設ける日までの間に廃置分合により消滅した市町村を除く。以下この条において「現存市町村」という。)は、高齢者医療確保法の施行の準備のため、平成十八年度の末日までに、都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての現存市町村が加入する広域連合を設けるものとする。

強制設立にした理由

～「国保実務」掲載 厚生労働省保険局国民健康保険課課長補佐解説から抜粋～

地方自治法では、具体的に何の事務について誰が広域連合を設立するかという規定はなく、広域連合の設立の必要性等については、個別の政策ごとに判断すべきものであるとされている。高齢者の医療の確保に関する法律において、地方の関係団体の意見を聴いた上で、政策的必要性から全市町村が加入する広域連合を設立することとしたものであり、また、地方自治法に基づいた手続きを踏むこととしており、地方自治法上も問題はない。

全市町村が加入することにした理由

～「国保実務」掲載 厚生労働省保険局国民健康保険課課長補佐解説から抜粋～

後期高齢者医療制度の財政運営の広域化及び安定化を図るためには、全市町村が広域連合に加入することが不可欠である。仮に、市町村に広域連合に加入しないことを認めると、例えば、所得が高い市町村などが加入しないなど、財政運営の広域化及び安定化が困難となる。

(3) 東京都後期高齢者医療広域連合設立スケジュール

| 広域連合設立スケジュール案 | |
|--------------------|-------------------------------|
| 18年 9月 1日 | 準備委員会発足 ↓ (広域連合規約案作成) |
| 18年11～12月 | 62区市町村議会で広域連合規約の議決 |
| 19年 1～ 2月 | 都知事あてに設立許可申請 ↓ |
| 19年 3月 1日 (見込み) | 設立許可の日 = 広域連合設立の日 広域連合長の選挙 |
| 19年 4月 1日 | 広域連合事務組織発足 |
| 19年 6月 | 各区市町村議会で広域連合議員を選挙 |
| 19年 7月頃 | 広域連合議会 |

地方自治法における広域連合制度について

広域連合とは

< 広域連合制度の創設 >

広域連合は、従来の一部事務組合などの制度が有していた「事務の共同処理」という性格にとらわれることなく、広域的な行政需要に柔軟かつ効率的に対応するとともに、国等からの事務の受け入れ体制を整備するために創設。（平成6年自治法改正、7年6月施行）

< 広域連合の目的 >

広域連合は、都道府県、市町村、特別区が設置することができ、これらの事務で広域にわたり処理することが適当であると認められるものに関し、広域計画を作成し、必要な連絡調整を図り、総合的かつ計画的に広域行政を推進する。

広域連合の設置手続き

構成団体の協議・規約作成

構成団体の議会の議決

設置許可申請

設置許可・告示

広域連合発足

広域計画作成

広域連合の規約に定めるべき事項
 名称、構成団体、区域、処理する事務、広域計画の項目、事務所の位置、議会の組織及び議員選挙、長その他執行機関の組織及び選任、経費支弁

都道府県が加入しない場合は、都道府県知事

（許可した時）都道府県知事は総務大臣に報告
 総務大臣は国の関係機関の長に通知

設置後、すみやかに

広域連合の設置状況（16年3月1日現在）

< 設置数 >

- ・全国の設置数 82 広域連合（30 道府県）
- ・県及び県内全市町村の加入する広域連合 1（「彩の国さいたま人づくり広域連合」）
- ・県内全市町村が加入する広域連合 1（「こうち人づくり広域連合」）
- ・都道府県をまたがる区域の広域連合 1（富山県・岐阜県2町3村「南砺広域連合」）

< 主な処理事務 >

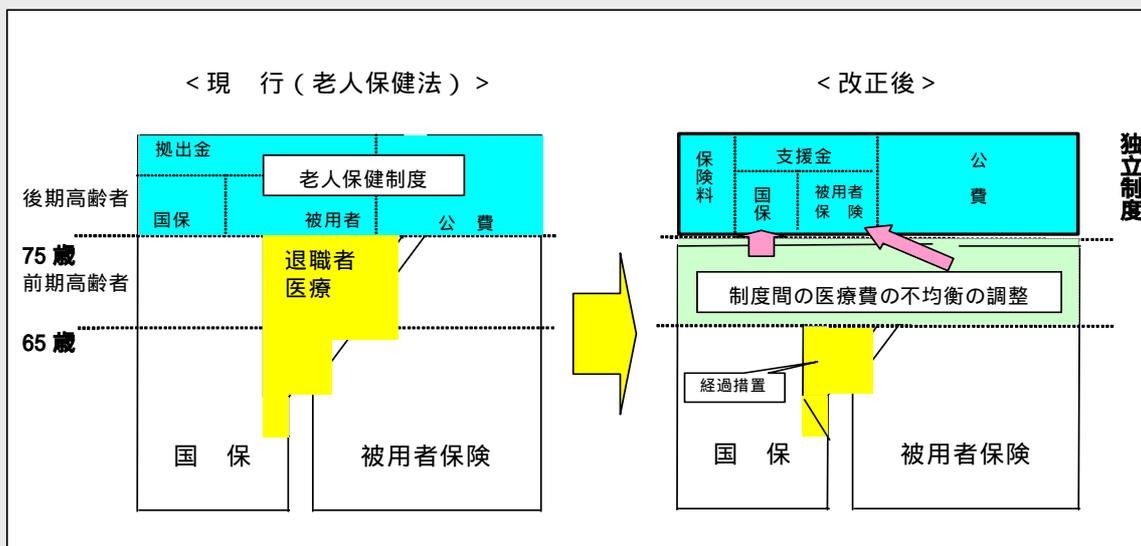
- ・介護保険関係の事務処理を行う広域連合 66（28 道府県）
 （うち国保広域化の調査研究をとりあげているもの 2（北海道、大阪））
- ・その他広域連合で処理されている事務 ごみ、し尿、火葬、消防・救急、施設運営、広域市町村圏、広域課題の調査研究など

広域連合の特色

< 広域連合と一部事務組合の比較 >

| 区 分 | 広域連合 | 一部事務組合 |
|--------------|--|--|
| 性 格 | ・特別地方公共団体 | ・同 左 |
| 構成団体 | ・都道府県、市町村及び特別区 | ・都道府県、市町村及び特別区。 ただし、複合的一部事務組合は、市町村及び特別区 |
| 設置の目的等 | ・多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応するとともに、国等からの権限委譲の受け入れ体制を整備 | ・構成団体又はその執行機関の事務の一部の共同処理 |
| 国等からの事務権限の委任 | ・国又は都道府県は、広域連合に対し、法律、政令又は条例の定めにより、直接事務を処理することが可 ・都道府県の加入する広域連合は国に、その他の広域連合は都道府県知事にその権限に属する事務の一部を広域連合が処理するよう要請することが可 | _____ |
| 構成団体との関係等 | ・構成団体に規約変更を要請できる。 ・広域計画を策定し、その実施について構成団体に対して勧告することが可 ・広域連合は、国の地方行政機関、都道府県知事、地域の公共的団体等の代表から構成される協議会を設置できる。 | _____ |
| 設置の手続き | ・関係地方公共団体が、その議会の議決を経た協議により規約を定め、都道府県の加入するものは総務大臣（関係大臣に協議）、その他のものは都道府県知事の許可を得て設置。 | ・同 左 （関係大臣への協議規定除く） |
| 組 織 | ・議 会 長（執行機関） | ・議 会 管理者（執行機関） |
| 選 挙 | ・議会の議員及び長の選出については、住民の直接選挙又は間接選挙（議員の場合は構成団体の議会、長の場合は構成団体の首長）による。（充て職は不可） ・具体的な選出方法（定数、任期など）は規約で規定 | ・議会の議員及び執行機関の選出については、規約の定めるところにより、選挙され又は選任される。 |
| 直接請求 | ・普通地方公共団体に認められている直接請求と同様の制度を設けるほか、広域連合に対し、その規約の変更について、構成団体に要請するよう求めることが可 | _____ |

新たな高齢者医療制度について



後期高齢者医療制度

75歳以上の後期高齢者については、平成20年度に独立した医療制度を創設

< 運営主体 >

- ・都道府県の区域ごとに全区市町村が加入する「広域連合」を設立して、保険料決定、賦課決定、医療費の支給等の事務を行う。
- ・国及び都道府県による財政安定化措置を講ずる。
- ・保険料の徴収は、区市町村が行う。

< 費用の負担 >

- ・財源構成…高齢者からの保険料（1割）、支援金（約4割）、公費（約5割）
公費の内訳は、国：都道府県：市町村 = 4：1：1
- ・支援金は、国保・被用者保険の加入者数に応じて負担
- ・保険料は、原則として、広域連合の区域内で均一とする。

前期高齢者医療制度

65歳から74歳の前期高齢者については、各保険に加入したまま、各保険者の加入者数に応じて負担を調整

退職者医療制度に関する経過措置

平成26年度までの間の65歳未満の退職者を対象として制度を存続させる。

< 法改正 >

老人保健法を全部改正し、「高齢者の医療の確保に関する法律（仮称）」とする。

< 施行期日 >

平成20年4月

オール東京62区市町村でつくる広域連合 「後期高齢者医療広域連合 設立準備委員会」を設置



第1回準備委員会

■広域連合とは
平成二十年四月に開始する七十五歳以上の後期高齢者を対象とした新たな医療制度の運営主体は、六十二区市町村が参加する広域連

合が担います。広域連合は特別地方公共団体で、設立に際しては構成団体の協議により規約を作成し、構成団体の議会で議決を受けた後、都知事の許可を得て設立されます。

■準備委員会の概要
準備委員会は、特別区長会・東京都市長会・東京都町村会の三団体の代表委員十二名で構成され、広域連合規約案の作成、予算案の編成、後期高齢者医療制度に関する連絡調整など広域連合設立に必要な検討及び調整を行います。

準備委員会の下に部課長で構成する幹事会を置き、さらに実務担当者からなる作業部会を設置して具体的な検討を行っていきます。

準備委員会は、特別区長会・東京都市長会・東京都町村会の三団体の代表委員十二名で構成され、広域連合規約案の作成、予算案の編成、後期高齢者医療制度に関する連絡調整など広域連合設立に必要な検討及び調整を行います。

| 広域連合規約（素案）の構成 | |
|---------------|---|
| 第1条 | 名称 |
| 第2条 | 組織する地方公共団体 |
| 第3条 | 区域 |
| 第4条 | 処理する事務 |
| 第5条 | 作成する広域計画の項目 |
| 第6条 | 事務所 |
| 第7条 | 広域連合議会の組織 |
| 第8条 | 広域連合議会議員の選挙の方法 |
| 第9条 | 広域連合議会議員の任期 |
| 第10条 | 広域連合議会の議長及び副議長 |
| 第11条 | 執行機関の組織 |
| 第12条 | 執行機関の選任の方法 |
| 第13条 | 執行機関の任期等 |
| 第14条 | 補助職員 |
| 第15条 | 選挙管理委員会 |
| 第16条 | 監査委員 |
| 第17条 | 協議組織 |
| 第18条 | 経費の支弁方法 |
| 第19条 | 補則 |
| 施行期日等 | |
| 別表第1 | 組織する地方公共団体名 |
| 別表第2 | (1)共通経費の項目別負担割合 (2)保険給付に要する経費の負担割合 (3)保険料その他の納付金の負担割合 |

| 準備委員会委員 | | |
|---------|-----------|-----------|
| 会 長 | 大 田 区 長 | 西 野 善 雄 |
| 副 会 長 | 江 戸 川 区 長 | 多 田 正 見 |
| | 東 村 山 市 長 | 細 淵 一 男 |
| | 日 の 出 町 長 | 青 木 國 太 郎 |
| 監 事 | 青 梅 市 長 | 竹 内 俊 夫 |
| | 文 京 区 長 | 煙 山 力 |
| 委 員 | 港 区 長 | 武 井 雅 昭 |
| | 目 黒 区 長 | 青 木 英 二 |
| | 練 馬 区 長 | 志 村 豊 志 郎 |
| | 八 王 子 市 長 | 黒 須 隆 一 |
| | 稲 城 市 長 | 石 川 良 一 |
| | 御 蔵 島 村 長 | 広 瀬 定 昭 |
| | | |

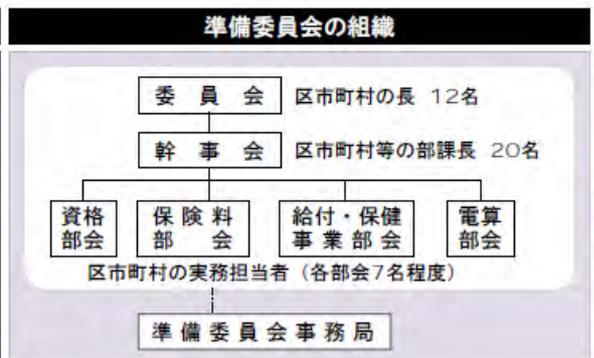
設置した合同検討会での実務的な検討結果の報告を受け、広域連合規約案の作成に向けた議論が行われました。今後、各団体における検討結果を踏まえて十月三日の準備委員会で規約案をまとめていく

準備委員会でまとめた広域連合規約案は、六十二区市町村議会の第四回定例会で議決を経て、都知

事への許可申請が行われ、来年三月を目途に広域連合を設立する予定です。

広域連合規約策定に向けての主な課題は、○事務所の位置、○広域連合議会の議員定数、選挙の方法及び立候補に必要な推薦のあり方、○執行機関のうち副広域連合長の定数、○広域連合長及び議員などの任期、○六十二区市町村で負担する共通経費算定の指標などです。

| 広域連合設立スケジュール案 | |
|------------------|-------------------------------|
| 18年9月1日 | 準備委員会発足 (広域連合規約案作成) |
| 18年11～12月 | 62区市町村議会で広域連合規約の議決 |
| 19年1～2月 | 都知事あてに設立許可申請 |
| 19年3月1日 (見込み) | ①設立許可の日=広域連合設立の日 ②広域連合長の選挙 |
| 19年4月1日 | 広域連合事務組織発足 |
| 19年6月 | 各区市町村議会で広域連合議員を選挙 |
| 19年7月頃 | 広域連合議会 |



事への許可申請が行われ、来年三月を目途に広域連合を設立する予定です。
(特別区長会事務局)